

令和7年度「小諸市自治基本条例」評価及び検討結果について

■ 小諸市自治基本条例の評価及び検討について

平成22年4月1日に施行した小諸市自治基本条例では、第32条で条例の評価及び検討について規定しています。

(条例の見直し)

第32条 市長は、4年を超えない期間ごとに、市民の参加により、この条例の評価及び検討を行い、必要な場合は、改正等の措置を講じます。

○アンケート調査の実施 調査期間：令和7年11月4日（火）から令和7年12月7日（日）まで

郵送によるアンケートの発送を行い、同封の返信用封筒での返信による回収、また若者の意見をより多く集めるため、ながの電子申請による電子アンケートを実施しました。

アンケート結果の詳細は 資料1（別紙）をご覧ください。

○令和3年度 評価及び検討における最終方針

前回（平成3年度）の評価及び検討の結果、次の1から3までを最終方針として決定しました。

今回の見直しにおいて、条例の改正は実施しないものとし、「条例理念の普及と実践」を最優先に取り組んでいきます。

- 1 条例理念の普及については、「見える化」「分かり易さ」に努め、単なる文面だけの周知だけでなく、各主体が実際に活動している様子などを様々な方法により情報発信していきます。
- 2 条例理念の実践については、区や市民活動団体等、各主体の活動支援と共に、各主体同士の横のつながりを深めていくことが重要です。各主体がつながるためには、まずはお互いの情報を知ることが必要となるため、情報共有・情報提供の推進を図ります。
- 3 情報発信・情報共有・情報提供の促進のために、更なるコーディネート機能の充実を図ります。

上記最終方針の具体的な取組として次の①から③について、令和4年度から令和7年度までの間、実践しました。

①から③までの実践内容と令和4年度から令和7年度までの実績と併せて、かつ今回のアンケート結果を踏まえ、①から③までの具体的な取組に対しての考察を次のとおりまとめました。

① 各主体の活動の推進

◎区の課題解決に向け、区と市を中心に各主体が連携して取り組みます。

- ・区長会活動の充実（情報共有・議論と実践・研修の開催）
- ・区と地区担当職員との連携強化（地区懇談会等）

◎市民活動団体等による自主的な公共活動の支援に取り組みます。

- ・市民活動促進事業補助金制度の利用促進
- ・「ばらせんこもろ」の周知及び活動の促進

【実績】

- ・ 区長会活動の充実
- ・ 役員会5回実施、総会（5/24）実施、研修会3回開催
- ・ 新任区長研修会（5/24）
- ・ HUG避難所運営ゲーム（7/17）
- ・ 視察研修：石川県金沢市・富山県富山市（10/30～10/31）

- ・ 区と地区担当職員との連携
- ・ 地区懇談会開催数7回（全地区合計）
- ・ HPに開催実績を掲載

- ・ 市民活動推進事業補助金制度の利用促進
- ・ 交付した団体数4団体

- ・ 「ぼらせんこもろ」の周知及び活用の促進
- ・ 広報掲載回数6回、HP投稿数195回

（考察）

・ アンケート結果から、約半数が区の活動に参加しています。区長会活動では、役員会・総会・研修会を定期的で開催し、実践的な研修や先進地視察、地区懇談会を通じて情報共有と連携強化に努めました。一方で、区長のなり手不足や負担感など、持続可能な自治会運営に向けた課題が残されています。

市民活動団体については、補助金制度により4団体を支援し、「ぼらせんこもろ」を通じた情報発信に努めましたが、認知度は低く、潜在的関心層へのアプローチ強化が必要です。

② 市民活動の推進

◎市民が市政に参加し易い機会の確保に取り組みます。

- ・ 市役所業務における「市民参加手続きガイドライン」の実践
- ・ Web等を活用した参加機会の促進

【実績】

- ・ 市民参加手続実施数
委員会・審議会52件、説明会9件、アンケート9件、アイデア等公募5件、パブリックコメント7件

（考察）

・ 「市民参加手続きガイドライン」に基づき、委員会・審議会、説明会、アンケート、パブリックコメントなど、多様な市民参加の機会を設けてきました。しかし、約半数が「参加したことはない」と回答し、アンケートを「市民参加」として捉えていない可能性があります。

市民からは、「機会の周知」「制度の分かりやすい説明」「意見の反映状況の見える化」が求められており、参加する意義を感じられる仕組みづくりが必要です。

また参加しやすくするためには、動画配信の常時視聴を求められており、Web等を活用した参加機会の促進が必要です。

③ 情報提供の充実

◎「見える化」「分かり易さ」を意識し、様々な方法により情報発信に取り組みます。

- ・ 「小諸市自治基本条例」の周知のための定期的な発信
- ・ 区・市民活動団体等各主体の活動を知る機会の提供

【実績】

- ・「小諸市自治基本条例」の周知のための定期的な発信
令和4年度、令和5年度は、広報こもろにて4回掲載、令和6年度は広報なし
- ・区・市民活動団体等各主体の活動を知る機会の提供
広報、HP等への掲載、自治基本条例のHPに「ぼらせんこもろ」のリンクを設置

（考察）

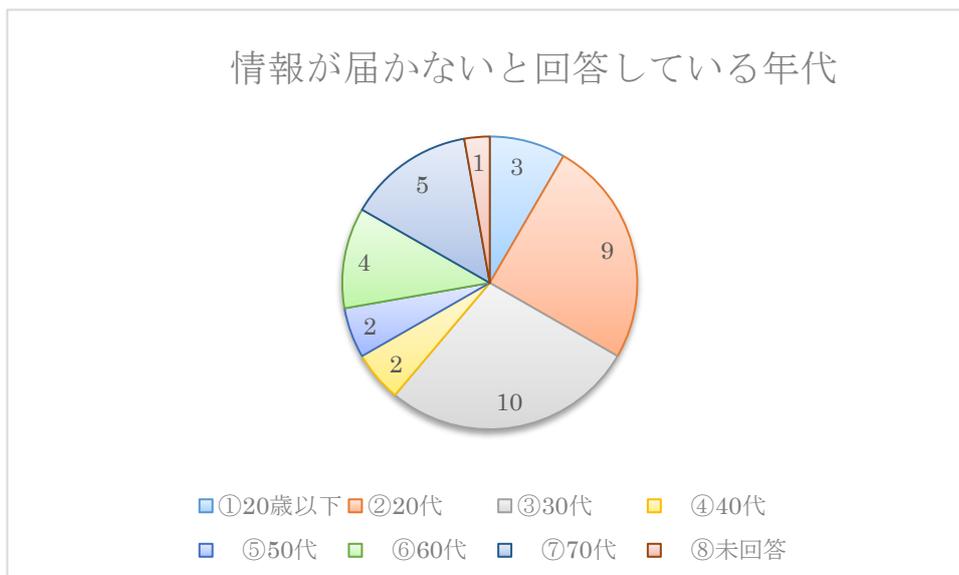
- ・広報やHPを活用した情報発信に努めてきました。アンケート結果から、「広報こもろ」が市民にとって最も信頼されている情報源であることが分かります。
地域の課題解決に向けた連携推進のために、「市民活動団体等の情報周知」「定期的な情報交換の機会」「互いの活動への参加機会」が求められています。市民の積極的な参加を促進するためには、まず「知る」ことが大前提で、その次に「参加しやすい場」の提供が大切です。

【参考1】小諸市自治基本条例の認知度（こもろ・まちづくり市民意識調査より）

実施年度	知っている	知らない	未回答
平成3年度	18.5	77.8	3.7
令和4年度	20.8	76.9	2.3
令和5年度	15.2	81.5	3.2
令和6年度	15.0	82.4	2.6

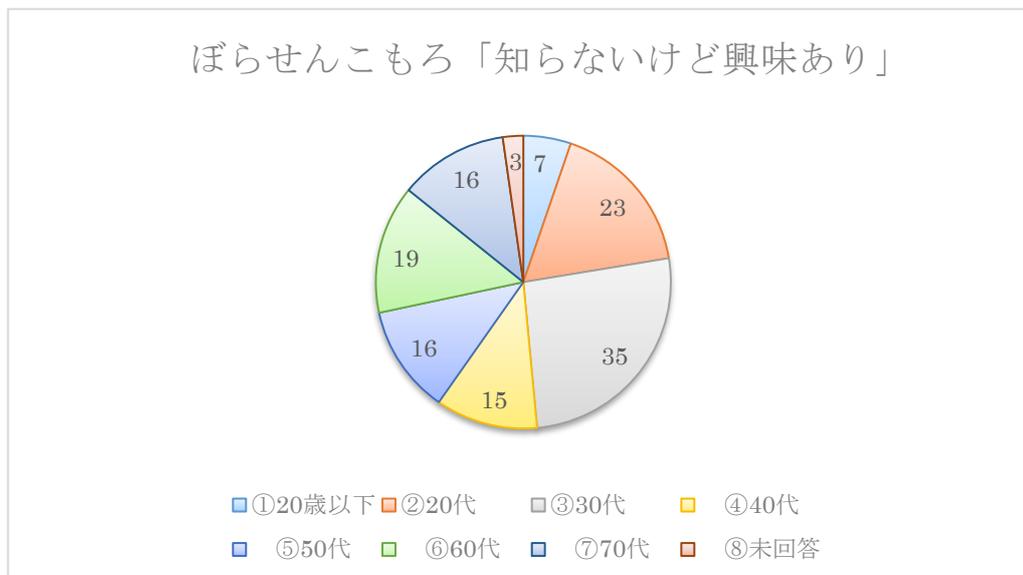
* 「知っている」の回答は令和4年度以降減少しており、令和6年度は約8割の市民が「知らない」と回答しています。自治基本条例の認知度自体は低い状況にありますが、市としては市民参加の機会を十分に確保しています。そのため受け手側の意識醸成と、効果的な情報提供の時期・手法について検討することが重要となります。

【参考2】問6 市民協働に関する活動に参加等できない理由



- ・「問6 市民協働に関する活動に参加等できない理由」について「情報が届かない」と回答している年代は上記の通り、20代、30代が多い結果となりました。

【参考3】 ぼらせんこもろ認知度 知らないけど興味ありと回答した年代



- ・「問7でぼらせんこもろの認知度」を問う設問がありました。が、「知らないけど興味がある」と答えている27.2%のうち、半数は30代以下が回答していることが分かりました。

◎アンケート結果（自由意見を含む）からの考察

- ・今回一部アンケート内容を変更・追記した設問により「市民協働に関する活動に参加できない理由」として「都合がつかない」に次いで、「情報が届かない」と感じている市民が多い事が明らかになりました。また、市からの情報は、広報こもろが最も影響力のある情報源となっており、若年層の意見を取り入れるためにも、広報誌以外の媒体も戦略的に活用していくことが重要であると考えられます。



これらを踏まえると…

市民はまちづくり・ボランティア活動に「無関心」ではなく「潜在的な意欲」はもっていますが「参加の仕方が分からない」だけであり、情報発信の方法と内容を見直し、具体的な参加の入口を示すことが重要と思われま

す。また「情報が届いていない」と感じている30歳以下の若年層に対する情報発信を適切に行うことで、ぼらせんこもろの参加者増加も期待できると考えられます。今後はKomomag.などのSNSも使用し、効果的な情報発信手段の検討および実施を行います。

また、現時点で関心を持っていない市民に対しては、まちづくりへの当事者意識を育て、参加したくなる仕掛けづくりを進めていきます。

■ 今後の取組

前述を踏まえ、評価及び検討を行った結果、条例の改正は実施しないものとし、引き続き「条例理念の普及と実践」を最優先に取り組んでいきます。また令和8年度からの4年間については、以下3点について重点的に取り組んでいくこととします。

1 情報提供の充実と「見える化」の徹底

広報誌を中心としつつ、多様な媒体を活用した情報発信に取り組んでいきます。また専門用語を避けたわかりやすい情報提供や意見反映後の見える化に取り組み、市民意見の反映状況の公表に努めることとします。

2 市民参加の推進と参加機会の拡充

市民が参加しやすい環境づくりや、市民参加手続きの利用促進・市民参加の意義の周知に取り組めます。

3 各主体の活動促進と連携強化

区の課題解決に向け、区と市を中心に各主体が連携して取り組み、市民活動団体への相談支援や育成（市民活動促進事業補助金等）も積極的に行っていきます。また区などに「ぼらせんこもろ」のイベントや活用方法を周知するなど、各主体間の連携促進にも取り組めます。

※詳細は別紙「小諸市自治基本条例今後の取組方針」をご確認ください。